令和６年４月５日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、こども家庭庁成育局母子保健課、厚生労働省医政局地域医療計画課より「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について（情報提供)」の通知がありました。関係者にご案内いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

地方の周産期医療体制の不足のため遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦について

妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成が開始されます。

１）適用開始日　令和６年４月１日
２）実施主体　市町村
３）対象者
① 妊婦（通常）：住所地（里帰り先）から最も近い分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要すると市町村が認めた妊婦
② ハイリスク妊婦：周産期母子医療センターでの分娩を要するハイリスク妊婦については、住所地（里帰り先）から最も近い受け入れ可能な周産期母子医療センターまで、概ね 60 分以上の移動時間を要すると市町村が認めた妊婦
４）交通費の助成
妊婦（通常）に対しては最も近い分娩取扱施設まで、ハイリスク妊婦に対しては最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）の８割を助成する。
５）宿泊費の助成
当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設（ハイリスク妊婦については周産期母子医療センター）の近隣の宿泊施設に宿泊した場合、宿泊に要した費用（出産入院までの前泊分として最大 14 泊分）について、実費額から１泊当たり 2,000 円を控除し、旅費規定に定める宿泊費の額を上限とした額を助成する。この場合には住所地から宿泊施設までの交通費も上記４）に準じて助成する。

【通知等一覧】

（資料１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について（情報提供）
（事務連絡　令和６年４月１日　こども家庭庁成育局母子保健課　厚生労働省医政局地域医療計画課）

（資料２）令和６年度母子保健衛生費国庫補助金（うち、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に限る）に係るQ&Aについて
（事務連絡　令和６年４月１日　こども家庭庁成育局母子保健課　厚生労働省医政局地域医療計画課）